

市会議案第2号

種苗法改正案の撤回を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年3月23日提出

吹田市議会議員 竹村 博之

同 馬場慶次郎

同 柿原 真生

種苗法改正案の撤回を求める意見書（案）

農林水産省は、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で、種苗法の現行制度の見直しを検討し、昨年11月に新品種保護に関する対策を取りまとめた。これを基に本年1月に召集された通常国会に種苗法改正案が提出された。

その内容は、これまで原則として農家に認めてきた登録品種の自家増殖を許諾制に改めるものであり、改正されれば、農家の権利が制限され、許諾の手續や費用など、新たな負担が発生することになり、農家の経営を圧迫し、ひいては地域農業の衰退を招きかねない。また、登録品種以外の一般品種は、育成者権の対象外としているが、品種登録される可能性も否定できない。

農林水産省は、優良な新品種の海外流出防止のための改正であると強調しているが、かつて同省自体も、種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することは困難であり、海外で品種登録を行うことが唯一の対策であると認めており、海外での育成者権を確保するために国内農家の自家増殖を禁止する必要性はない。

さらに、品種の特徴を示す特性表を用いて、育成者権の侵害を容易に立証できるようにしようとしているが、これは育成者権者には大変有利であるが、小規模農家を萎縮させ、一般品種の栽培や自家増殖を断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきた自家増殖農家と共に多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことができる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

登録品種の自家増殖禁止は、育成者権を守るための世界標準とされているが、種子の多様性や地域に適した農作物の栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が懸念される中、食料自給率の低い我が国の食料安全保障の取組にも逆行している。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、地域農業や農家、消費者の権利を守り、農作物や食料を安定的に確保する観点から、種苗法改正案の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

吹 田 市 議 会